

(答弁書第八十号) 昭和二十二年十月九日配付

内閣参甲第九二号

昭和二十二年十月七日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員橋本萬右衛門君提出薪炭價格引上げに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員橋本萬右衛門君提出薪炭價格引上げに關する質問に對する答弁書

薪炭の生産者價格は一般農産物及び木材と同様に昭和九年から昭和十一年における標準ものの薪炭の生産者價格を基準として、その生産者價格を構成する各要素（原木、労賃その他の経費）の今日までの適正な値上り率を乗じて、木材などの價格と均衡をも考慮して、新物價体系の一環として決定されたものである。従つて薪炭の生産者價格を引上げることが、一般農産物及び木材などの價格との関連上考えられない。又薪炭の消費者價格と生産者價格の差額を縮小して生産者價格を引上げることが、その差額の大部分（木炭では七割強、薪では八割強である）を占めているのは運賃であつてこれを縮小すれば集荷及び輸送が困難となるから差額を全般的に縮小して生産者價格を引上げることが困難である。